

「(仮称) 静岡市手話言語条例」制定に係る概要

1 概 要

(1) 手話の歴史

- 1878 年 (明治 11 年)
 - ・ 古河太四郎が日本で初めてろう学校「京都府立盲啞院」を開設
 - ・ 「手勢法」でろう教育
- 1880 年 (明治 13 年) 第 2 回ろう教育国際会議 (I C E D) ミラノ会議
 - ・ 「ろう学校で手話を使うことを禁止し口話のみを奨励する」と決議
 - ・ 世界的にろう教育で口話法が採用
- 1933 年 (昭和 8 年) 全国聾啞学校長会議
 - ・ 文部大臣発言「手話は国語に非ず」と訓示
 - ・ ろう学校での手話の使用が事実上禁止
- 1970 年 (昭和 45 年) 手話奉仕員養成事業開始
 - ・ 国による手話関連の初の事業
 - ・ その後「手話奉仕員派遣事業」「手話通訳者設置事業」「手話協力員事業」など、国の事業化が昭和 50 年代にかけて進む。県内でもそれぞれの事業化が進む。
- 1974 年 (昭和 49 年) 全国初の継続番組への手話通訳挿入。テレビ静岡「ワイドイン静岡」
- 1977 年 (昭和 52 年) NHK「聴力障害者の時間」放送開始
- 1981 年 (昭和 56 年) 国連「国際障害者年」
 - ・ その後に続く「国連障害者の 10 年」「アジア太平洋障害者の 10 年」で、障害者施策が充実していく
- 1989 年 (平成 1 年) 手話通訳士試験開始
- 1990 年 (平成 2 年) NHK「テレビ手話講座」「聴力障害者向けニュース」放送開始
- 1993 年 (平成 5 年)
 - 聴覚障害者のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議報告書 (文部省)
 - ・ 学校教育は基本的に国語 (日本語) による教育をベースとするが、手話をコミュニケーション手段の一つとして認知し、教育の手段として位置づけ
- 2006 年 (平成 18 年) 国連障害者権利条約採択
 - ・ 障害のある人の権利に関する条約 (障害者権利条約) が国連総会において採択
 - ・ 「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記
- 2010 年 (平成 22 年) バンクーバー会議
 - ・ 世界ろう教育会議で、「ろう教育はすべての言語とコミュニケーション方法を受け入れる」等の声明が発議
- 2011 年 (平成 26 年) 障害者基本法改正
 - ・ 「言語 (手話を含む)」と明記

- 2013 年（平成 25 年）鳥取県で全国初の手話言語条例 施行
- 2014 年（平成 26 年）障害者権利条約批准
- 2016 年（平成 28 年）富士宮市、浜松市で手話言語条例施行（静岡県で初）
- 2017 年（平成 29 年）国連「手話言語の国際デー（9/23）」採択

参考：富山県「手話言語条例パンフレット」公益社団法人静岡県聴覚障害者協会

静岡県手話通訳問題研究会「静岡県内市町手話言語条例学習会」

（２）条例制定に関する背景 参考 1

①全国・県内の動き

全日本ろうあ連盟は、「手話言語法」（仮称）を制定することを目指し、「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」をすべての地方自治体の議会から国会に提出するよう働きかけを行い、平成 28 年 3 月 3 日に全国すべての自治体で達成された（静岡市では平成 26 年 7 月 3 日に採択されている）。それと同時に、目的に、全国の都道府県市町村等の自治体に条例制定を働きかけている。令和 6 年 6 月 4 日時点における全国及び県内の条例制定状況は以下のとおりで、地方公共団体における条例制定の動きが広がっている。

○全国の条例制定：38 都道府県 21 区 358 市 113 町 7 村 計 537 自治体

○県内の条例制定：1 県 11 市 3 町

参考：一般社団法人全日本ろうあ連盟HP

②静岡市手話言語条例検討委員会の背景

2016 年、静岡県内で初めて富士宮市、浜松市が手話言語条例を制定した。どの市町の条例にも、手話は言語であることを広く社会に広めることを謳っている。静岡市も同じ理念を持つ条例が必要である。手話が長い間ろう教育で禁止されていたことから、「手話は劣っている」「聞こえる人に合わせる必要がある」との誤った理解が社会に広まってしまったため、その認識を改め、「手話は、日本語とは違う同等の言語である」ことを広めるべく、平成 28 年から条例制定に向けて活動している任意の市民グループ。

2 条例制定に関する本市の考え方・進め方（案）

（１）目的・理由

手話は言語であるとの認識に基づき全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を目指すことを目的とし、令和 6 年度内に制定を目指す。（令和 7 年 2 月市議会上程予定）

（２）条例案

①手話言語に特化した、いわゆる「理念条例」（基本理念、施策の基本的事項等を定めるもの）

聴覚障害者に対する情報保障は、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（R4.5.25 施行）」において整備されているが、手話に関する施策の一層の充実を図るため、自治立法（条例）により基本理念や市の責務及び市民の役割等を明確化することで基盤整備を図る。

②制定内容（他自治体の条例や当事者団体提案を参考にした項目）

前文、目的、定義、基本理念、市の責務、市民・事業者の役割、施策の推進、財政上の措置

(3) 制定に向けた進め方

「(仮称) 静岡市手話言語条例」制定までのスケジュール 参考 2

①手話言語に特化した専門的意見交換の実施

静岡市手話言語条例制定研究会（年 3 回予定）意見聴取の場の設置

②障害福祉施策に係る附属機関での審議等の実施

- ・ 静岡市障害者施策推進協議会…研究会検討結果（意見）、条例案の報告・審議
- ・ パブリックコメント

③市議会への上程（令和 7 年 2 月市議会）